

重要事項説明書（居宅介護支援）

◆会社案内

【法人名】 合同会社 TSMサービス

【法人所在地】 〒206-0033 東京都多摩市落合 1-27-1-206

【代表電話番号】 TEL090-3876-7365／FAX 042-400-7142

【代表取締役】 下 笠 利 彦

【設 立】 令和 02 年 01 月 06 日

◆サービス提供事業所の概要

【事業所名】 フレンドリーケア

【指定居宅介護支援事業所番号】 〈1375002076〉

【所在地】 〒206-0031 東京都多摩市豊ヶ丘 1-60-8 トウタクサン 102

【電話・FAX】 TEL 042-400-7141 FAX 042-400-7142

【管理責任者】 石 井 啓 子

【サービス提供地域】 多摩市 町田市の一部の区域 府中市 八王子市の一部の区域

※上記以外地域に居住のご利用者様は、ご相談下さい。

【職 員 体 制】

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	主任介護支援専門員 (兼務)	1名	0名	1名
介護支援 専門員	介護支援専門員	1名	0名	1名

営業時間

◆月曜日～金曜日 午前9時～午後6時 *但し12月29日～1月3日迄を除く

※事前にご連絡を頂いた場合、ご相談に応じます。

◆連絡先 居宅介護支援事業所 フレンドリーケア

TEL 042-400-7141 FAX 042-400-7142

苦情等の窓口

※居宅介護支援サービスに関する苦情等は下記までお申し出下さい。

◆フレンドリーケア

TEL 042-400-7141 FAX 042-400-7142

受付時間 営業時間に準ずる 担当者 管理責任者

◆多摩市役所 健康福祉部介護保険課

TEL 042-338-6901 FAX 042-371-1200

◆町田市役所 いきいき生活部介護保険課

TEL 042-724-4366 FAX 050-3101-6664

◆府中市役所 福祉保健部介護保険課

TEL 042-335-4031 FAX 042-335-2654

◆八王子市役所 高齢者福祉課相談担当

TEL 042-620-7420 FAX 042-620-7418

◆東京都国民健康保険団体連合会

TEL 03-6238-0177 FAX 03-6238-0022

事故発生時の対応

- 1) 訪問した時に、利用者が緊急を要するような状態、怪我をしており医療機関に連絡しなければならない時は家族への連絡前に緊急対応する事があります。
- 2) 上記の場合、緊急対応のあと、家族又は緊急連絡先に連絡します。
- 3) 高齢者虐待防止法に掲げる、虐待または虐待の恐れがあると判断したときは利用者の管轄する地域包括支援センターに連絡します。

居宅介護支援の内容

1. 【居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容】

①当社事業所へお電話にてお申し込みいただきますと、当社居宅介護支援専門員(ケアマネージャー)がお伺いさせていただきます。ご利用者宅を訪問し面談等を行い、利用者の心身の状態や生活環境を把握して課題分析をいたします。(アセスメント)

②居宅介護支援契約書を締結いたします。その後、課題分析を踏まえ、利用されるサービスに応じて事業所等への連絡調整を行います。その際、公正中立の立場から、複数の事業所のサービス内容、利用料金等の情報を適正に利用者または家族等に対して提供するものとします。(サービス調整)

③介護サービスを利用するための「居宅サービス計画書」の原案を作成し、提案いたします。

利用者または家族等に、「居宅サービス計画書」(ケアプラン)について説明し、文書による同意をいただいた時点で、保険給付の有無や利用料等についても詳しく説明いたします。

(ケアプラン作成)

④サービス開始時には、介護サービス事業所担当者等に集まっていただき、利用者または家族とともに情報共有をいたします(サービス担当者会議)

⑤サービス開始後は、少なくともひと月に1回は、利用者または家族等に面接(電話、テレビ電話含む)を行い、利用者の心身の状態やサービスの利用状況等について確認します。見直し、変更が必要となった場合は迅速に対応します。

(モニタリング)

⑥サービス利用中は居宅介護サービス利用票および提供票を毎月作成し、給付管理票を作成の上、東京都国民健康保険団体連合に提出いたします。(給付管理)

⑦利用者の介護保険認定期間に応じて、要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。(要介護認定の申請にかかる援助)

⑧利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者介護保険施設等に関する情報を提供します。(介護保険施設等の紹介)

2. 【利用料金】

居宅介護支援費 (地域区分2級地、1単位11.12円)

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料

の滞納により法廷代理受領ができない場合、以下(月)につき要介護に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると全額が払い戻されます。

居宅介護支援費Ⅰ 要介護1・2	1086単位/月
要介護3・4・5	1411単位/月
居宅支援特定事業所集中減算	-200単位/月
居宅支援初回加算	300単位/月
居宅支援入院時情報連携加算Ⅰ	250単位/月
居宅支援入院時情報連携加算Ⅱ	200単位/月
居宅支援退院退所加算Ⅰ ①	450単位/月
居宅支援退院退所加算Ⅰ ②	600単位/月
居宅支援退院退所加算Ⅱ ①	600単位/月
居宅支援退院退所加算Ⅱ ②	750単位/月
居宅支援退院退所加算Ⅲ	900単位/月
居宅支援通院時情報連携加算	50単位/月
居宅支援緊急時カンファレンス加算	200単位/月
居宅支援ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月

3. 【交通費】

- 1) 当社におけるサービス提供地域、多摩市・町田市の一部・府中市・八王子の一部の区域にお住まいの方は無料です。
- 2) 上記地域以外にお住まいの方は介護支援専門員の訪問の際の交通費は実費負担となります。

4. 【サービス提供の終了】

- 1) 利用者の都合により、サービスを終了する場合、一週間以上の予告期間により文書でお申し込みいただきますと、この契約を解約することができます。
- 2) 当社において、やむを得ない事情によりサービス提供を終了させていただく場合、一定期間の予告期間で通知する

とともに、地域の他の居宅介護支援事業所に関する情報を利用者に提供します。

3) 自動終了（以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします）

- * 利用者が介護保険施設等に入所した場合。
- * 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。（この場合、条件を変更して再度契約することができます）
- * 利用者が死亡された場合。
- * 利用者またはそのご家族が当事業者や介護支援専門員に対して本契約が継続し難い不信行為を行った場合。
- * 介護保険法令の趣旨に反する行為を行った場合は直ちに契約を解約することができます。
- * 下記の様な行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合。
 - ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求・セクシャルハラスメント・その他。

5. 【秘密保守】

- 1) 事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3) 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

6. 【解約】

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合。

保険者（市区町村）へ居宅サービス計画の届け出終了後に解約した場合。

※利用者のご都合により解約をなされる場合でも、料金はいただきません。

居宅介護支援事業所 フレンドリーケア

担当居宅介護支援専門員 氏名 石井 啓子

連絡先 TEL. 042-400-7141 FAX. 042-400-7142

7. 【その他の事項】

* 利用者やその家族に対し利用者は計画的に位置付ける居宅サービス事業者について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明しました。

* 公正中立の立場から居宅サービスの提供にあたり、当事業所が前6か月間に作成した居宅サービス計画（ケアプラン）総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の記載された割合、並びに前6か月間に作成したケアプランに記載された訪問介護等の回数のうち同一のサービス事業者によって提供された割合を別途資料にて説明しました。

※当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者へ上記の通り重要事項を説明しました。

この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者

◇法人名 合同会社 TSMサービス

◇事業者名 居宅介護支援事業所 フレンドリーケア

指定居宅介護支援事業所番号 〈1375002076〉

◇住所 〒206-0031 東京都多摩市豊ヶ丘1-60-8トウタクサン102号

TEL 042-400-7141 FAX 042-400-7142

◇代表取締役氏名 下 笠 利 彦

◇重要事項説明者氏名 石 井 啓 子

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に

同意しました。

利用者

◇住所 多摩市愛宕1丁目2番地 2-502

◇電話番号 042-375-5204

◇氏名

家族または代理人

◇住所

◇電話番号

◇氏名

◇続柄 ()